

令和3年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年9月2日から令和3年9月14日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年9月14日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣	書 記	田 中 啓 太

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五 十 嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀 四 郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8番、佐藤宗太君、9番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎議案第52号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議案第52号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は、すでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 3、議案第 53 号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 53 号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 54 号「会津西部斎苑運営基金条例を廃止する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第54号「会津西部斎苑運営基金条例を廃止する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第55号「会津坂下町土地開発基金条例を廃止する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第55号「会津坂下町土地開発基金条例を廃止する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 56 号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

2 点ほどお伺いいたします。

この計画策定については、過疎債を充てるということを一番の目的としているということなんですけれども、うがった見方をすれば、例えば国から過疎債よりも有利なものがあったときに、ここに載っているから、じゃあ国のほうで過疎債使ってくださいね。その有利なものがあるにも関わらず、そういったような状況にはならないのかが 1 点、まずお伺いします。

それで、その有利なもの、例えば今ですと SDG s のモデル補助事業とかあるんですけども、内容を見ますと、SDG s のモデル事業に昇華できそうなものも多数ございます。そういったことを踏まえて、例えば過疎債をもっと有効に使っていかうとか、そういったような町のお考えはございますでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

議員おただしの案件について、質問についてお答え申し上げます。

まずこの計画に定めました事業につきましては、過疎対策事業として定めた事業であり、この事業に、計画書に記載された事業が過疎債の対象になるというのが、まず前提でございます。

また、おただしのおり、ほかの補助事業、新たな補助事業が出た場合については、ここにあるから過疎債ではなくて、ほかの有利な補助事業があれば、そちらの事業で対応していくということになるかというふうに思います。

また、補助の性質上、補助の残金等が出てまいります。その部分については、改めてこの過疎債を単費分は過疎債を使うとか、有利な財源をうまく使い分けていくというような形になるかというふうに考えております。

また、おただしのおり、SDGs 関連の様々な事業を組み合わせた補助も新たに生まれてきておりますので、事業実施の際には過疎債だけではなく、様々な財源手当がある補助事業などを模索しながら、最終的には単独分としていかなければならない場合については、過疎債を使っていくというような形になるかというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

この条例案の性格についてお伺いいたします。この条例案というのは、この発展計画案、これ全部がこの条例案というのか、例えば1年ごとのいろんな形で見直しとか、いろんなことがあった場合に、変更がある場合には、これについてまた変更とか、そういったことを条例案として出さなくちゃいけないのか、その辺についてお伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

お手元にお配りしております持続発展計画(案)でございますが、53 ページまでが計画となっております。その後ろに年度別事業計画ということで、令和3年の概算事業計画と横刷りのものが付いているかと思いますが、これが各年度年度で事業費も含めた、申し訳ありません。付いてないですか。申し訳ありません。各年度年度で事業実施計画ということで、事業費ベースの計画書を毎年毎年つくることとなります。この議会で採択を受けてまいりますのは、基本計画として定めます計画までという形になってございます。

毎年毎年事業計画を、個別計画を定めまして、過疎債の充当の基礎とするという形になってまいりますので、これらにつきましては、実施計画の策定の際に、地方債の枠の中の過疎債に、これとこれとこれを充ててまいりますということについては、議会のほうにご報告を申し上げていくという形になろうかというふうに思います。

(「議事進行」の声あり)

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

配付されたやつが 53 ページまでしかありませんので、後から配付をお願いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

大変申し訳ありません。令和 3 年度の分の概算事業計画書、もうすでに策定しておりますので、全員協議会の際に配付申し上げますので、よろしくをお願いします。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

具体的な中身についてなんですが、13 ページに人口に関する目標が示されており、一番下のところには合計特殊出生率の値が示されています。ここでは 2.11 という、非常に高い、ハードルのにも高い数値が目標として掲げられているわけなんですが、常任委員会の中でも質疑をいたしましたんですが、この 2.11 をキープする、または目標を達成するための町としての策があれば、教えていただきたいと思います。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長 (水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

まず坂下町の出生ですけれども、この間もちょっと正確な数字ではありませんが、だいたい毎年7、80人から100人と。そして亡くなる方が、だいたいおおよそ200人ぐらいいらっしゃる。そして、この出生率を維持していくといったところでございますが、生活課としては、町としては、安心して子どもが産んでいただけるような、そういう整備をされていております。妊婦さんについては、現在、寄り添った形で出産まで、例えば訪問して行って、対処したり、そして保育所にあがるまで、その方をずっとみていただくというような。そしてまた、経済的負担ということで、健診についても、こちらのほうについては補助しながら、健診を受けていただいて、何かあれば対応というようなことで、安心して坂下町で産んでいただけるような、保健師が中心となって、そういうような整備を今進めている、継続しているところでございます。

今後もしそのような形で、対象者について寄り添った形で、このような整備を続けていきます。以上でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

ちょうど出生率関係出ましたので、ちょっとお聞きしたいのは、私もあんまり、普通は出生率、出生率というのはよく聞くんですが、合計特殊出生率というものについては、ちょっと耳にしない言葉なので、ちょっと教えていただきたいのと。

あと、これが基準値が1.48、それで2.11と定めてるんですが、非常に目標が高く、こう見受けられるんですが、それを掲げた理由について、もう少し詳しく教えていただければと存じます。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

特殊出生率というのは、ちょっと年齢まではわからないんですけれども、ある程度安定した年齢、高齢出産じゃない。そういう年齢までの部分で出産したというような、そういうのが特殊出生率というようなことでございます。

そして、1.48と2.11というようなところでございますが、政策財務課のほうから。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

特殊出生率のところ、基準値が1.48となつてございます。これは新井田生活課長が申し上げた出生率からいきますと、年間100人程度という数字になってまいります。これが2.11ということになれば、年間140人程度という数字になってまいります。今、会津坂下町で100人新たに生まれる子どもを、40人増やしていきたいというのがこの数字であります。

その上にあります社会増減という部分については、年間転出される方と転入される方で95人の差が出ているというような状況でございます。この過疎への取り組みの中で、会津坂下町に定住していただけるように、転入していただけるような施策を中心に、来年度取ってまいります。住宅支援等々を中心にやっておりますが、その中で若者世代、20代、30代の方々に来ていただけるような施策を中心に取っていきながら、お子さんが1名だった方々を2名、2名だった方を3名にしていけるような施策にしていきたいということから、出生数では40人増やし、社会増減では1年間で95人マイナスだったものをプラスマイナス0までもって行って、最終的には1万4,833人を目指していきたいという数字となったものでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

随所に移住定住地域間交流の促進などの中で、地域おこし協力隊というものに言及してるんですけども、私も議会の中でも、地域おこし協力隊についてはよく承知しているというふうに思いますが、それぞれの中山間地、特に中山間地でコミュニティの維持もなかなかちょっと厳しいかなというふうなところにおいても、この地域おこし協力隊そのものの意義というか、なかなか浸透していないというところで、温度差がすごいあるような気がします。

私もいろいろ情報収集しながら、期待するところは大きいんですけども、それが私のところであつたり、担当の職員であつたり、あるいはそこに応募した方々の意識だと思うんですけど、こと受ける側というか、側のギャップがかなり大きくて、どう、何をしようとしてるんだというみたいな受け止め方をしたり、我々はどう接すればいいんだと、

何をでは役場は求めているんだとか、そんな若い人が来て大丈夫なのかという、非常に心配やら何やらが、今、目の前にこう来ているような感じがします。

そんなものですから、じゃあどうすればいいんだということなんですけど、やっぱり現在活躍されている土田さんの活動内容、町の広報誌だったりでやってはいるんですけども、もっとこう、もう少し経ってからか、アピールできるようなものを含めて、普段に地域おこし協力隊の有用性というか、そういうものを知っていただくというようなものをもっと頻繁にやらないと、せっかくのいい施策でありますので、行政は行政で独りよがりにならないように、ぜひ活用するための具体的な施策というのを、あらゆる方面で考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

過疎対策における地域おこし協力隊の位置、役割というのは、ものすごく重要かというふうに思います。様々な交流施策を取っていても、なかなか1名の方々を定住につなげていくのは、なかなか難しい、成果がなかなかあがりづらいということもありますが、地域おこし協力隊は3年間、確実に坂下町に住んでいただける、人口を増やすことができる施策であるというふうに認識しております。

小畑議員おただしのとおり、一般質問でもありましたとおり、地域おこし協力隊の活動をもっともっと地域の人たちに知っていただくことによって、来ていただいた地域おこし協力隊がやりがいを感じ、また坂下町で役に立っていきたいというふうになっていくというふうに認識しております。今年度、土田さんが活躍し、また今年度中には高寺地区の中山間地で活躍する地域おこし協力隊を決定していきたいというふうに考えております。

今現在4名の方が応募されておりまして、実際坂下町はその募集定員は1名というふうに定めてはおりますが、1名にこだわらず、坂下町に定住したいという方々については、新たな地域おこし協力隊の活動内容を模索して、できるだけ多くの方を坂下町に3年間活躍していただけるように、今考えてございます。

そういうふうに活動が多岐にわたってまいりますので、その活動をやっぱり広報なり、住民の方々にうまくお知らせする、やっぱり役割も地域おこし協力隊の中から育成していきたいなというふうに考えております。

坂下町におきましては、地域おこし協力隊の制度を各団体、いろんな分野で協議を重ねさせていただきまして、毎年毎年確実に1名程度は増やしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

そういう意味では、地域おこし協力隊に限らずなんですけれども、中山間地といわれている地域の中でも、やっぱり危機感というのが足りないというのは語弊があるかもしれませんが、今の農地プランというのを、実質化を進めているんですけれども、形は実質化、すぐできるんですけど、中身がどうか、要するに 10 年後のこの地域はどうなるんだということを、お互い共通認識を持つというのがそこにつながると思うんですけども、コロナ禍ということもあって、なかなか腹を割って日常の話し合いの積み重ねの上でそういうのはなってきたという条件、つながってないんじゃないかというふうな心配をしています。

ということは、結局、自分の将来を自分たち自身が考えきれないという上で、形だけの実質化、実質化と言うかわからないかわからない、形態を取っているというようなことなので、私自身はそんなふうにとちょっと怒られるかもしれませんが、そんな見方をしています。

実質化という形を急ぐことも必要なかもしれませんが、本当にそれぞれが自分たちの地域の将来というのを、現実を踏まえて考えるというところを、時間をかけてやっぱりやるしかないのかなというふうな思いがありまして、その辺も含めて、この持続的発展計画に盛り込んでいただきたいなというふうな思いですが、いかがですか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

この計画書に、その内容を盛り込むというよりも、事業の中で、また事業の目的としてそれを定め、着手していくと、推進していくという形になろうかというふうに思っております。

議員おただしのお通り、全てのこの目的は、坂下町におけます様々な課題はありますが、テーマは違ったりしても、やっぱり過疎対策、活気をもたらす、地域を振興していく、存続させていくということが目的には変わりありませんので、全ての事業においてそこを忘れずに推進してまいりたいというふうに思っております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今回取り上げた中で、今の事業をいろいろやっていて、できなかった部分があるかと存じます。ちょっと取り上げますね。消火栓なんかについては、非常に火災のときに心配でしょうがないところが、地区があるからということで、もうずっと懸案として言われているところ。あと防雪柵も一向に、なかなかできない、というようなことで、冬の豪雪なんかのとき、非常に危機感を持っているところがあります。あと路線バスも、ここには路線バスに対しても支援をしていくということありますが、逆に言えば言うほど、どんどん路線が削られていくという部分がありますが、今回この過疎地域持続的発展計画について、そういったことについて掲げられているんですが、期待を寄せてよろしいのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

ここに掲げました事業につきましては、会津坂下町全体的な計画となっております。直接的に過疎対策につながるもの、また間接的に過疎対策に関わっているもの、様々な事業がございます。それらにつきましても、過疎対策が坂下町の最重点課題であるという認識のもとに、これから実施計画の編成と予算の策定については配慮していきたいというふうに考えておりますが、限りある財源でありますので、全ての分野におけるバランスも整えながら、予算執行していきたいというふうに考えてございます。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

また中身について 1 点確認をさせてください。45 ページです。地域文化の振興等について書かれており、下 45 ページから 46 ページまで、具体的な事業名が記されております。ここにはほとんどがハード的な面として記されているわけですが、各地域、それぞれコミュニティを維持するための無形文化財等々は、このわが町にはたくさんあります。

青津甚句とか、牛沢甚句、それから、もう行事等が細くなってしまった、いろんな各地区の事業、行事等があるはずなんです、これらについての支援策等があれば教えてください。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

地域文化の振興等につきましては、今回この計画の中では、過疎の発展計画に基づく様々な項目あがっております。大きなその地域文化の内容につきましては、当然地域特有の伝統文化でありますとか、生活文化、歴史、芸能と、今、渡部議員がおっしゃった様々な地域に根ざしたものあるかと思えます。この中でも、現状と問題点ということで分析しているとおり、やはり後継者不足、いかに伝えていくか、つないでいくかということが当然問題点、これから大きな問題点としてありますので、その対策としては、やはり地域に愛着のある後継者を育成していく、その継承をどうこれからやっていくかと、こういうことが課題となってくると思えます。

その辺の大きな地域文化の考え方、継承、継続につきましては、町の振興計画の大きなくりの中で、地域文化の振興等という中で、いろいろな形で展開していく、支援していくというような形での動きになってくるというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

18 ページの農林業についてお伺いします。農地集積による低コスト化ということで、農地集積なんです、これはどちらかといえば農家戸数の減少、そして整理であるのではないかというふうに私は考えます。

また、その下段のほうでは、中核農家、もちろんということで、うんぬんあります。担い手の育成確保に努めていきますとありますが、中小の農家についても支援したりということありまして、方向性が、大きいほうを支援しているのか、中小を支援しているのか、ちょっと見えないんですが、両方やっているといえればそれまでかもしれません。

ただ、商店なんか見ますと、結局大きなスーパーさんとか、そういったことによって、街なかの商店が整理されていくというふうなことは現実的であったわけですが、やはり農業においても同様のことが進行しているんじゃないかと思えますけども、そういった面

で集積による低コスト化の、大きな農家をつくっていくのか、あと中核農家とか、そういった農家を、いろいろ広く育てて支援していくのか、その辺の見解についてお伺いいたします。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今ほどのおただしの部分でございますが、当然、人農地プラン、担い手を育成していくということで、大きな集積をしていくのも当然必要なことであると感じております。

しかしながら、そういう形に参加しない事業者さんの方もいらっしゃいますので、そういう方、自分独自でやっていく野菜等、いろいろ自分の思うところをやっていくような農家さんにつきましては、そちらも当然支援していく必要があるということで、今後、有機等の野菜の作成とか、そういう部分が当然出てくるわけでございますが、そういう部分はなかなか大きな集積ができない部分も当然ございますので、そういうところは、当然それなりに町としては支援していかなくちゃいけない、寄り添っていかなければいけないと思っておりますので、その部分部分について、町としては大きな部分も小さな部分も当然支えていくという形で考えてございますので、よろしく申し上げます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会委員長の報告

◎議長（水野孝一君）

日程第7、決算特別委員会に付託しておきました議案第57号「令和2年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第64号「令和2年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

- | | |
|--------|---|
| 議案第57号 | 令和2年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第58号 | 令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第59号 | 令和2年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第60号 | 令和2年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第61号 | 令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第62号 | 令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第63号 | 令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第64号 | 令和2年度会津坂下町水道事業会計決算認定について |

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります。決算特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略できるとあります。

お諮りします。

改めて委員長からの報告を求めず質疑に入ることとしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず質疑に入ることにいたします。

これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

まず、議案第57号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 64 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の討論を許します。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに「賛成」の立場から意見を申し上げます。

財政健全化が大きな課題となる中、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の実質収支は、3 億 7,082 万円となりました。

歳入においては、町税の増加に加えて、ふるさと納税が、前年度と比較して 1,586 万円増加しており、新しい返礼品を加えるなど、創意工夫の賜物だと考えます。

歳出においては、GIGA スクールの補助金を最大限利用し、小・中学校の情報通信ネットワーク環境の整備を実施し、デジタル社会に適応した子どもたちの教育環境の充実にも努められました。また各担当部署においても本当に必要な事業を見極め、的確に各種事業を執行されたと考えます。

また、令和 2 年度では、歳計余剰金等を財源に基金積立を実施したことから、令和 2 年度末の財政調整基金残高は、前年度比 1 億 4,267 万円増の 4 億 5,200 万円に、行政センター建設基金残高は、1 億 357 万円増の 3 億 9,405 万円と大幅に増加いたしました。数年前の基金が枯渇した状況と比べますと、財政健全化に向けた大きな成果であり、先日、関西学院大学の小西教授からも話があったように、急な災害等にも耐えうる基金の積立額とのことで、町長はじめ、職員の皆さんの努力の結果であると評価するものです。

しかし、小西教授からの話では、令和 2 年度の実質公債費比率 12.2、将来負担比率 64.5

は、まだ改善の道半ばであり、実質公債費比率は 6.0 から 7.0、将来負担比率はマイナスを目指す必要があるとのことでした。

アクションプランにおける財政シミュレーションでは、厳しい財政状況があと数年続くとの見通しではありますが、住民サービスの維持・向上と安全・安心な生活の確保は、行政と議会の責務であります。

確実に財政の健全化を進め、その先にわが町の明るい未来が構築できるよう、一層の努力と創意工夫を要望しまして、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

私も「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに「賛成」の立場から意見を申し上げます。

町長はじめ職員の財政健全化に向けた取り組みの成果を大いに評価するものであります。

また、この場、この会場にはいらっしやいませんが、財政健全化を一丁目一番地とされ、8 年間町政執行にあたった齋藤文英前町長に、改めて敬意を表したいと思います。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主財源の根幹である町税収入の落ち込みが危惧されるなか、町税の収入済み額は、前年度比 1,947 万円も増加しており、徴収率についても、町税全体で 97.59%、現年度分に関しては 99.19%と驚異的な水準を維持し、先日、2 年連続の知事感謝状を受賞されております。

歳出においても、昨年 7 月末に発生した豪雨災害について、専決予算により迅速に対応され、被害箇所の復旧を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関しましても、迅速に臨時議会で補正予算を措置し、交付金を最大限活用した「会津坂下町生活支援事業」により、あらゆる必要な事業をバランスよく選択され、的確に執行されたと思います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下において、迅速さと、創意工夫が求められるため、今後とも適切な予算執行に努められ、町民が「やっぱり“ばんげ”がいい」と思えるよう日々尽力されることをご期待申し上げまして、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第 58 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 59 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 59 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 60 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 60 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 61 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長 (水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

議案第 61 号に「反対」の立場から討論いたします。

下水道事業において重大な事務処理ミスがあり、平成 27 年から令和元年度までの 5 年間にわたり 1,198 万円あまりの損害を与え続けました。後任職員が重大な事務処理ミスに気づき、時効直前、5 年前にさかのぼり、速やかに手続きを進められ、令和 2 年度に全額還付できたことは評価しますが、5 年間にわたり 1,198 万円という損害を与え続けていた極めて重大な事務ミスであると言わざるを得ません。監査意見書におきましても、会計管理上、重大な事務ミスであることが指摘されております。

当町では、過去に不適切な事務などで懲戒処分を受けた職員がおり、その件と今回の件での懲戒処分の差は何なのか、整合性が理解できず、コンプライアンスに問題はないのか、公平公正なのか、疑念を払拭できません。

近隣自治体では、退職後であっても過去にさかのぼり職員が懲戒処分されるなど、コンプライアンスに則って懲戒処分が適切に行われている現状があります。

会津坂下町職員の懲戒処分の基準等に関する規定第 4 条関係、職員の懲戒処分等の基準には、1、一般職務関係、不適切な事務処理の明記があり、処分内容も記載されております。また、4、監督責任関係、指導監督不適切にも抵触する事案ではないかと私は感じております。

不適切な事務処理は町民の皆様の町政への信頼を失墜させる重大な事案だと私は認識しておりますが、町として今回の事案の捉え方に対し、会津坂下町職員の懲戒処分基準等に関する規則に則った適切な処分であったのか疑念を払拭するには、十分な答弁を、前回の決算特別委員会において得ることはできず、町民の皆様に納得していただけるだけの十分な対応がなされているとは言えず、議会としてのチェック機能を果たすべく、反対をせざるを得ないと判断しました。

今後の適切な事務処理、コンプライアンスに則った対応を切に願い、今議案に関しては反対の討論といたします。以上です。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

私は、議案第 61 号「下水道会計決算認定について」に「反対」の立場から意見を申し

上げます。

本会計決算において、消費税の還付金 1,631 万円がありました。これは平成 27 年度の消費税改定による税率適用相違とのことであります。また、平成 26 年以前の還付金は時効により還付請求不可とのことであります。

監査報告書において会計管理上、重大な事務ミスと指摘がありました。今回、事務ミスにより過誤納付金ではなく、還付金という結果になりました。還付金で本会計に歳入処理されました。しかし、過誤納付金であれば歳出となります。歳出となれば事務担当者において、それなりの処分がなされるのが本来であります。

しかし、今回は還付金として歳入ですので、町に損失がないように受け取られますが、そうではありません。まず、平成 26 年以前の還付金は欠損額にあたります。また、この 5 年間の還付金が、その年度年度において他の事業に執行できたのでもあります。それは損失でもあります。何より還付だからといって看過するわけにはいきません。還付でも過誤納付でも、会計管理上、重大なミスなのです。

議会は執行に対し監督すべき立場にあり、二代表制として町民より負託を受けています。会計管理上、重大な事務ミスに対し、本会計を認定するわけにはまいりません。委員会では認定を可とされましたが、もう一度立ち返り、議会の立場、本決算の意義を理解することが肝要です。

決算が認定、不認定であっても、会計執行上の決算書に及ぼす影響はありません。しかし、ここは町議会の良識と、議員、職員の良識が問われる案件であります。認定しては不名誉な決算審査となります。決算を認定するに反対します。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 61 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 62 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 62 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 63 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

議案第 63 号に「反対」の立場から討論いたします。

農業集落排水事業において重大な事務処理ミスがあり、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間にわたり 437 万円の損害を与え続けました。後任職員が重大な事務処理ミスに気づき、時効直前、5 年前にさかのぼり速やかに手続きを進められ、令和 2 年度に全額還付できたことは評価しますが、5 年間にわたり 437 万円という損害を与え続けていた極めて重大な事務ミスであると言わざるを得ません。監査意見書におかれましても、会計管理上、重大な事務ミスであることが指摘されております。

当町では、過去に不適切な事務などで懲戒処分等を受けた職員がおり、その件と今回の件での懲戒処分の差は何なのか、整合性が理解できず、コンプライアンスに問題はないのか、公平公正に行われているのか、疑念を払拭できません。

近隣自治体におかれましては、退職後であっても過去にさかのぼり職員が懲戒処分を受けるなど、コンプライアンスに則って懲戒処分が適切に行われている経緯がございます。

会津坂下町職員の懲戒処分の基準等に関する規定第4条関係、職員の懲戒処分等の基準には、1、一般職務関係、不適切な事務処理の明記があり、処分内容も明白に記載されております。また、4、監督責任関係、指導監督不適切にも今回の件は抵触する事案であると私は認識しております。

不適切な事務処理は町民の皆様への信頼を失墜させる重大な事案だと私は認識しておりますが、町として今回の事案の捉え方に対し、会津坂下町職員の懲戒処分の基準等に関する規則に則った適切な処分であったのか疑念を払拭するのに十分な説明を、前回の決算特別委員会で得ることはできず、町民の皆様にご納得していただける十分な対応がなされているとは言えず、議会としてのチェック機能を果たすべく、反対をせざるを得ないと判断しました。

今後の適切な事務処理、コンプライアンスに則った対応を切に願い、今議案に関しては反対とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

私は、議案第63号「農業集落排水決算認定について」に「反対」の立場から意見を申し上げます。

本会計決算において、消費税の還付金441万円がありました。「61号議案下水道会計決算について」に申し上げたことと同様であります。

本決算を認定することに反対します。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号「令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多数起立)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、議案第 64 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

休憩のため休議といたします。

(午前 11 時 00 分)

再開は 11 時 10 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第 65 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第65号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

明細書の10ページ、総務管理費なんですけれども、交通安全対策費で、道路反射鏡等とあるんですが、これはいわゆるカーブミラーのことでしょうか、まず伺いいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

反射鏡5カ所ということであります。箇所付けは金沢が二つ、それから新開津が一つ、牛沢が一つ、金上が一つということで、5カ所計画をしております。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

カーブミラーでよろしいですね。

そのカーブミラー、いろいろ5カ所ということだったんですけれども、その理由をお伺いいたします。というのも、各行政区からの要望書があるんですけれども、そちらのほうにカーブミラーというのが多くあがってきております。町の回答書の中に、行政のほうで不要と判断する場合があります。その不要となぜ判断されたかというのが明確ではないんですけれども、今回については、その不要と判断された場所ではなく、順次取り組んでいきますよという回答になっていた場所であるという認識でよろしいのでしょうか。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

今回の設置箇所につきましては、長年の要望等も踏まえながらということで、日常的に危険な交通箇所の改善という部分を第一に考えまして、総合的に判断した中で、ここにはやはり必要だなというような現地確認のもとに、優先度の高いものについて設置をしていくというものでございます。

中には、過去にどうしても立て過ぎたということはございませんけれども、明らかに不要な箇所もございますので、そういう部分につきましては、順次点検をしながら、効率的に設置、それから撤去ということで、あまり煩雑にならないような形で、歩行者、交通者の安全を確認しながらカーブミラーの設置のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

今、じゃあここに予算化されているのは不要な場所ではなくて、順次やっていくというような回答になったということの場所。

では、その不要になった、不要だと、町のほうで不要だと判断したものについては、どのようになっていくんでしょうか。その行政区としては、そこに必要だと思うから要望あげるわけであって、いろいろ法律、警察のほうもあるとは思いますが、不要と判断されたものについては、ただ不要だという回答だけが返ってくるものであって、その後どうなっていくのかというのを伺いいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

残念ながら不要だというような判断に、当然、地区の皆様方、区長さん方にも相談しながらということで、また、地区からの要望によってすぐ撤去という部分もございます。貴重なカーブミラーでありますので、そういった撤去したものにつきましては、保管をして、新たに必要箇所が出てくれば、そちらのほうに有効に活用していくということで、決して撤去しても無駄にならないような形で、次の必要箇所へ振り向けているという対応を取ってございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

9 ページの 2 款総務費、この中で財産管理費、5 役務費、手数料、仲介手数料 36 万 7 千円、説明のときには逆水の町有地売却とお聞きしたんですが、間違いないのか。

また仲介手数料というのは、どういうふうな形で発生したのかお聞きいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員おただしのとおり、この箇所は町有地があります逆水の場所でございます。この場所につきましては、不動産屋さんを通して売却をしていきたいということで、今までご相談を申し上げてまいりましたが、なかなか売却できる相手が見つかってこなかったという観点の中から、業者さんに何度も何度もご足労いただいている案件でもありますので、今後、町有地を売却する際には、不動産屋さんを仲介する場合につきましては、手数料を予算化をし、こういう形で売却を進めてまいりたいというふうに考えたもので、今回、仲介手数料を計上させていただいたというところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今、逆水なんだけれども、具体的に今の答弁の中で、場所はちょっと特定できませんでしたので、場所をきちんと明確に教えていただきたいということと。

あと今まで町の売却ということで、いろんな広告とか、町のいろんな売却のありますよと、そういったところを出していたやつなのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

場所につきましては、南幹線沿いの厚生病院の先にある右側の土地でございます。これにつきましては、町のホームページなども含めまして、売買の告知もさせていただいたところでございます。なかなか売却に至らなくて、不動産屋さんを通して相談なんかも何件か受けておりますが、まだ売却に至らない土地でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

町が売却するのに、購入するときでしたら手数料を払うとか、いろいろ特定のところを買うからということであると思うんですが、売却するのに町でいろいろ出している、町有地とか。そのときに売却手数料というのは発生するのか、ちょっと私は疑問に感じる。こういう制度があるということで、あつたとすると、例えば町の町有地とか、いろんなところが区画整理でも、そういったやつを売買するときに、じゃあこれについて、私、不動産屋を通して売るようにしましょうとか、ちょっと悪用すれば、その土地について売却するという、私、不動産業やっているから、じゃあ私が仲介した形にしましょうということになると、その分、手数料がかかってしまう。私も不動産業登録していますから、そういったことの、うまいやり方もできるわけですけども、基本は町のそういったやつの売却については、今回ここに計上したけども、仲介手数料というのは、本来は発生すべきものではないんじゃないかと思うんですけども、再度答弁をお願いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

町有地の売却につきましては、用途を掲載し、売却すべきだという土地につきましては、やっぱり速やかな売却が必要かというふうに思っております。今まででも仲介手数料などを計上せずに売却の手続きをやってまいりましたが、なかなか町有地の売却がスムーズに進まないということもありましたので、今回、仲介手数料を計上し、不動産屋の力を借りまして町有地の有効な活用を図っていくというふうに考えて、このような予算化をしたところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長(水野孝一君)

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

20 ページの都市計画費、款 8 土木費の中の 7 目街なみ環境整備事業についてちょっとお尋ねいたします。たぶん私の推測ですと、気多宮地区かなとは思うんですけども、私、調べればよかったんですけども、その街なみ事業というのは、期限がありましたよね、その中での修繕費になっているのか、それがいつごろまで、気多宮地区の公民館として活用するにあたっての、その切り替えはいつなのか、お聞きします。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

まず今回の補正で計上させていただきました 3 万 2 千円につきましては、街なみ交流センターの浄化槽の修理に要する費用であります。

交流センターにつきましては、いわゆる地元気多宮地区に譲渡すべく、今、地区のほうでいろいろ手続き進めているところでございます。予定としては、今年度中には譲渡できるだろうというふうな計画のもとに、現在、必要な手続きを進めているところであります。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

同じく 20 ページの 8 目都市下水道の中で、委託料 580 万、測量設計ということですが、これ柳田地区と聞いたんですが、具体的に内容についてお聞きいたします。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

柳田地区というよりは、柳田地区の開発に伴う流末に位置しております新館区前の抜け土掘りの測量設計費であります。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

7ページの雑入、諸収入の雑入で、高速道路橋剥落防止助成事業、本名橋というご説明があったんですけども、この本名橋の剥落防止に町はどういうふうに関わって、この103万というのが出てくるのか、教えてください。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

こちらの103万円につきましては、歳出で当初から本名橋の点検ということで計上させていただいております。それは一般財源で計上させていただいているわけですが、今回、いわゆるNEXCOさんのほうの関連事業ということで、助成金事業がありましたので、そちらのほうに申請したところ、全額、いわゆる補助対象ということになりましたので、いわゆる県とか国の補助ではございませんので、今回は雑入ということで、歳入としてあげさせていただいたということでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎9番(山口享君)

議長、9番。

◎議長(水野孝一君)

9番、山口享君。

◎9番(山口享君)

18ページ7の商工費について伺います。5月17日から31日までの糸桜里の湯の休館の補償だと思えるんですけども、これは休みたくて休んだわけでもないし、コロナのために休んだものでありますので、一般財源で払うのではなくて、コロナのお金のほうから払うなんていうことではなかったんでしょうか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

コロナの交付金につきましては、いわゆる損失補填には使えないということでございましたので、町として休業要請をしたという観点から、一般財源で払うということでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

19ページの8款土木費、その中の3目で道路新設改良費の中で、工事請負費、道路整備、惣六ほか4路線というふうにはお聞きしたんですが、その中身についてももう少し詳しくお聞きしたいと存じます。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

惣六線のほかに、蛭川東線、それから船杉勝大線、東原村前線の4路線となります。それぞれ惣六線につきましては、歩道の補修、延長が160m。蛭川東線につきましては、舗装整備工事として延長50m。船杉勝大線、同じく延長80m、舗装整備工事であります。東原村前線につきましても舗装整備工事、延長が80mという部分で、計520万円を計上させていただきました。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 65 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 3 号)」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 66 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますのでただちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 66 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 67 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

4 ページ、7 款繰入金ですが、ここで低所得者保険料軽減繰入金 44 万 1 千円という繰入金があるんですけれども、そこに、その上段に介護給付費繰入金もあるわけなんです、その下の 8 款繰越金では、前年度の繰越金が 5,809 万 1 千円とあるんですが、一般会計のほうから繰り入れる必要がないように思うんですが、見解についてお伺いします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

まず 4 ページの 7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金でございますが、こちらにつきましては、法定内で決まっております、町分が 12.5%ということで、こちらのほうが繰り入れと。そしてこの低所得者、7 款 1 項 3 目の低所得者保険料軽減繰入金につきましても、こちらにつきましても法定内の繰り入れでございます、こちらの負担割合につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 ということでありますので、繰越金があるから繰り入れしなくてもいいのではないかとということではなくて、法的に決まっておりますのでこういう形になりました。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 67 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 68 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますのでただちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 68 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第 12、議案第 69 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

歳出のほうで 1 款下水道事業費、4 ページ。工事請負費 354 万 4 千円、施設整備ということで計上されておるんですが、当初予定していなかった工事費であれば、一般財源から繰り入れてやるのが妥当なのか、いわゆるこちら下水道の公債費とか、お金がなかったら、そういったところから下水道の中で処理すべきじゃないかというふうに思うんですけども、見解をお示しいただきたいと存じます。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

今回の工事、補正の内容につきましては、追加工事で修繕しなきゃいけないような箇所が出てきたというような部分での計上ではありますが、当然、歳入のほうにつきましても県の補助金が減額というふうな部分になってございまして、不足する部分につきましては、やはり一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないという現状でありますから、このような形の補正とさせていただいているところであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 69 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」
を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、議案第 70 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を
議題といたします。説明はすでに終わっておりますのでただちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、議案第71号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議案第71号 「工事請負契約の締結について」

次のとおり工事請負契約の締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- (1) 契約の目的 公共下水道町道北裏通り線ほか管渠工事
- (2) 契約の方法 制限付一般競争入札(総合評価方式特別簡易型)
- (3) 契約の金額 6,374万5,000円
- (4) 契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町字上口655番地
有限会社山秀建設
取締役 山内秀記

令和3年9月14日提出

会津坂下町長 古川庄平

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

議案第 71 号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の工事請負契約であります、公共下水道坂下中央処理区及び坂下東処理区内の管渠埋設工事であります。

工事概要につきましては、本町地内の町道北裏通り線のほか、町道茶屋町西線及び上口地内に、延長 597.2m にわたり下水道管を埋設する工事であります。

1 契約の目的は、公共下水道町道北裏通り線ほか管渠工事であります。

2 契約の方法は、制限付一般競争入札総合評価方式特別簡易型であります。

3 契約の金額は、6,374 万 5 千円であります。

4 契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町字上口 655 番地、有限会社山秀建設、取締役、山内秀記であります。

別紙「総合評価方式入札結果表」をご覧ください。

下段、入札者欄、上から 2 段目が第 1 落札候補者で契約の相手方であります。入札額 5,795 万円に消費税 579 万 5 千円を加え、落札額は、6,374 万 5 千円となります。他 3 社の入札結果は記載のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

この工事の方式が、開渠工法というふうにお聞きしたと思うんですが、今までやっていた中で、押出工法でこの前はやっていた。それが開渠工法になったということについては、工法が変わったことについては、何かあるのでしょうか。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

基本、下水道工事については、開削工法というようなことが基本になるかと思えます。ただ、ケースバイケースで、場所によっては、その地質の違いから急遽開削から推

進工法に変更するような場所もございます。実際ここは掘ってみないとわからないという部分もないわけではございませんが、あくまで基本的には開削工法での管渠埋設が前提でございます。ほかに今ほど言った、地質の部分であるとか、例えば重要施設の下を通さなきゃいけないというようなことになりますと、やはりそこで推進工法を採用せざるを得ないという状況になっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第71号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、議案第72号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。
議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第72号 「工事請負契約の締結について」

次のとおり工事請負契約の締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- (1) 契約の目的 公共下水道町道安兵衛通り線ほか管渠工事
- (2) 契約の方法 制限付一般競争入札(総合評価方式特別簡易型)
- (3) 契約の金額 5,060 万円
- (4) 契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田 1035 番地
株式会社宮本組
代表取締役 宮本利典

令和3年9月14日提出

会津坂下町長 古川庄平

◎議長(水野孝一君)

本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

議案第72号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の工事請負契約であります。公共下水道坂下中央処理区内の管渠埋設工事であります。

工事概要につきましては、町道安兵衛通り線のほか、館ノ下及び四十石地内に、延長487mにわたり下水道管を埋設する工事であります。

- 1 契約の目的は、公共下水道町道安兵衛通り線ほか管渠工事であります。
- 2 契約の方法は、制限付一般競争入札総合評価方式特別簡易型であります。
- 3 契約の金額は、5,060 万円であります。
- 4 契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田 1035 番地、株式会社宮本組、代表取締役、宮本利典であります。

別紙「総合評価方式入札結果表」をご覧ください。

下段、入札者欄、上から3段目が第1落札候補者で契約の相手方あります。入札額4,600万円に消費税460万円を加え、落札額は、5,060万円となります。他4社の入札結果はご覧のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第72号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第16、総務産業建設常任委員会に付託をしておりました請願第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願(案)」についてを議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6番(渡部正司君)

総務産業建設常任委員長の渡部正司でございます。

請願第6号の審査結果をご報告申し上げます。

去る9月8日、役場北庁舎会議室におきまして、委員全員出席のもと、請願第6号を慎重に審査いたしました。現在の農業や農家、また農産物を取り巻く環境が非常に厳しいことにあることから、委員全員、本請願は賛同できるものであり、全員採択すべしと決いたしました。

以上、報告いたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。
請願第 6 号に対して質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。請願第 6 号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより請願第 6 号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願(案)」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
請願第 6 号に対する委員長報告は採択であります。
この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の職員の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、請願第 6 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定されました。

◎議員提出議案第 5 号、提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 17、議員提出議案第 5 号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。
議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 5 号

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について
地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和3年9月14日提出

提出者	会津坂下町議会議員	渡部正司
賛同者	同	目黒克博
同	同	横山智代
同	同	佐藤宗太
同	同	山口享
同	同	酒井育子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)

コロナ禍による相次ぐ緊急事態宣言等の発令で、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にととまらず2022年産米価格も暴落し、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は30年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るために、従来の政府的枠組みにとらわれない対策を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月14日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6番（渡部正司君）

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)についてご説明を申し上げます。

詳細な内容につきましては、先ほどの朗読の内容であります。米の価格については、先日も大幅な下落の報道がなされたばかりであります。まさに、これまで経験したことのない危機的状況にあると思います。農業者の経営と地域経済を守るために、従来の政府的枠組みにとらわれない対策を求めるものです。

皆様全員の賛同を得られますよう、よろしく願いいたします。

説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

この意見書(案)に対して「賛成」の立場で討論をいたします。

私も米を微量ながら生産する一人でございます。ただ、本当に今年の米価の行方を考えますと、小さい農家は大きな農家に頼りながら、何とか米をつくってまいりましたが、生産費を下回るような米価に、今なってきておりまして、もう田んぼはあるけれども、

つくってもらわなくてもいい、あるいはつくりたくない、そんな状況にまで今陥ろうとしております。

ぜひともこの意見書を政府のほうに出していただきまして、本当に今までの政府的な枠組みにとらわれないで、大胆な財政出動も含めて考えていただきますようお願いを申し上げます、今回の意見書に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第5号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第6号、提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第18、議員提出議案第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第6号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月14日提出

提出者 会津坂下町議会議員 青木美貴子

賛同者	同	目黒克博
同	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	赤城大地
同	同	横山智代
同	同	渡部正司
同	同	小畑博司
同	同	佐藤宗太
同	同	山口 享
同	同	渡部 順子
同	同	五十嵐 一夫
同	同	酒井育子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的

軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月14日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）

議員提出議案第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」ご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は、ますます厳しい状況になることが避けられません。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的、かつ持続的に定常していくためには、地方税及び地方交付税の一般財源の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このことについて国に強く要望するため、意見書(案)のとおり提出するものでございますので、なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため休議といたします。

(午後0時01分)

再開は午後1時といたします。

(休議)

◎議長(水野孝一君)

再開いたします。

(午後1時00分)

◎議員派遣の件

◎議長(水野孝一君)

日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和3年9月14日

会津坂下町議会議長 水野孝一

1 福島県町村議会議長会主催議員研修会

- (1) 目的 二元代表制による議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る
- (2) 派遣場所 福島県福島市
- (3) 期間 令和3年10月20日(水)
- (4) 派遣議員 議員14人以内

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により、議員の派遣をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続審査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第20、継続審査の申し出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議会閉会中の継続審査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 請願第5号「国に対し『国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書』の提出を求めする請願」

令和3年9月14日

総務産業建設常任委員会委員長 渡 部 正 司

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、総務産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定されました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第 21、継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会及び行財政改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長(古川庄平君)(登壇)

本日、第3回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日から本日までの13日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本定例会に提出いたしました案件は24件でありましたが、人事案件をはじめ、条例の改正や廃止、一般会計並びに各特別会計の決算認定、補正予算等の全議案を、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては肝に銘じ、町政執行にあたってまいります。なお、ご意見やご提言のうち早期に実施可能な取り組みにつきましては、速やかに着手してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が進み、2回接種完了された方の割合は高まってきておりますが、予断を許さない状況にあります。引き続き福島県など関係機関と連携し、感染症拡大防止対策や生活支援事業に取り組んでまいります。

また、令和3年産米の価格が大幅に下落するとの報道がございました。本町の経済に大きな影響を及ぼすとともに、町財政にも波及することが予想されますので、農業団体と連携を図るとともに、国や県の動向を注視しながら、行財政の運営にあたってまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長(水野孝一君)

これをもちまして、令和3年第3回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時06分)

ただちに、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を大会議室において開催しますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 9 月 14 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員